

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	粕屋町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/gyosei/johokokai/shakaihosyou/dokujiriyoujimu/index.html">http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/gyosei/johokokai/shakaihosyou/dokujiriyoujimu/index.html</a>

執行機関名 粕屋町長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	粕屋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則(平成二十四年粕屋町教育委員会規則第四号)による幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年粕屋町条例第二十八号)別表第1 第4の項 粕屋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則(平成二十四年粕屋町教育委員会規則第四号)による幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	粕屋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則(平成二十四年粕屋町教育委員会規則第四号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条 この規則は、私立幼稚園に就園する保護者で所得の低いものに対して、幼稚園就園奨励費補助金を交付し保育料の減免措置を行うことで、保護者の負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		粕屋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則(平成二十四年粕屋町教育委員会規則第四号)